

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る
研修動画の制作・公開について」に係る Q & A

【令和 2 年（2020 年）10 月 2 日現在】

Q 1 周知先の対象は施設のみとなりますか。

A 1 振興局において、集団指導の対象としている施設・事業所となります。

また、市町村については Q 2、児童福祉施設については Q 3 のとおりです。

~~~~~  
Q 2 市町村に対して、介護担当と障害担当が 2 名出席したいと申出があった市町村には、後日動画を配信する予定であることから、各市町村は代表 1 名のみでお願いする旨回答しており、また、業務の都合等で出席できなかった市町村もあることから、各市町村に対しても今回の動画の配信を周知して問題ないでしょうか。

また、問題ない場合、市町村が所管する地域密着型施設や権限委譲施設等に対して、市町村から動画の配信の周知をしても問題ないでしょうか。

A 2 市町村及び市町村の所管する施設・事業所に対しても新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の取組として活用できるよう通知することとしましたので、ご対応をお願いします。

なお、「動画理解度チェックシート」の送付や取りまとめは不要です。

~~~~~  
Q 3 児童福祉施設は周知の対象となりますか。

A 3 児童福祉施設（児童養護施設、児童自立支援施設、乳児院、児童心理治療施設）に対しても通知することとしましたので、社会福祉課子ども子育て支援係と連携の上、対応をお願いします。

なお、後日、子ども子育て支援課からも、児童福祉施設向けの動画を別途作成し、配付する予定です。（時期未定）

~~~~~  
Q 4 有料老人ホーム等への周知は不要でしょうか。 集団指導の際に有料老人ホームも参集していると思うのですが。

Q 4 有料老人ホーム（有料老人ホームに該当するサ高住含む）も対象となります。

同様に「動画理解度チェックシート」を提出することで、今年度の集団指導を受講したこととみなす取扱いとします。

~~~~~

Q 5 複数の種別を運営している場合は、例えば、特養を運営する法人が訪問介護及び通所介護も運営している場合、特養として研修会に出席した場合は、訪問介護及び通所介護については、チェックシートの提出は不要と考えてよろしいでしょうか。

A 5 研修会に、法人職員が代表して出席した場合、研修会の対象としていた施設に対し、研修内容を伝達していれば、施設から、改めて「動画理解度チェックシート」の提出は不要です。

「集団指導」は、施設・事業所単位ですので、訪問介護及び通所介護の事業所については、動画を視聴の上、「動画理解度チェックシート」を提出するようにお願いします。

研修の出席者については、各（総合）振興局において取りまとめているため、集団指導の対象に漏れないよう整理し、確認をお願いします。

~~~~~

Q 6 チェックシートの中にある「施設のみ回答」の項目については、今回の研修会の対象施設であった施設においてのみ回答する、という理解でよろしいでしょうか。

A 6 お見込みのとおり。

「動画理解度チェックシート」の「施設のみ回答」と記載されている質問は、施設に関する質問となりますので、集団指導の対象としている施設・事業所のうち施設のみが回答していただく設問となります。

~~~~~

Q 7 動画を視聴できない。

A 7 道のパソコンではセキュリティ上、閲覧することができません。

また、施設・事業所において視聴できない場合は、アドレスの入力（大小英数字の構成となるため誤りが無い）の確認、インターネット環境の確認をアドバイスしていただくようお願いします。

~~~~~

Q 8 なぜ限定公開としているのでしょうか。

また、限定公開と記載がありますが、広く周知しない方が良いでしょうか。

A 8 研修資料には、特定の施設に関する内容が含まれているため、限定公開としております。

一般の道民の方々を対象とはしていないため、ホームページ等にアドレスは公開しないでください。